

保健所業務の改善に関する要望書

三重県知事 鈴木英敬 殿

NPO 法人 グリーン Net

武藤安子

日頃より愛護動物との共生事業にご尽力くださり、厚く御礼申し上げます。

さて、本書は、3月9日に開催しました第2回意見交換会において、参加市民より出された意見をまとめた要望です。動物との共生推進と、保護を担う保健所業務の改善につながる重要な事項ですので、即時、確実に業務へ反映されますようお願い申し上げます。

また、本要望について、本県のお考えを4月26日までにご回答いただけますようお願いいたします。

<p>要 望 ①</p>	<p>1. 保健所は、駆除目的に捕獲された猫の引取りをやめてください。 (幼齢猫を含む) 2. 駆除目的に捕獲された猫が持ち込まれた場合は警察へ通報をしてください。</p>
<p>趣旨 概要</p>	<p>動物愛護法の基本原則に反し、虐待、殺傷犯罪、器物損壊罪、窃盗罪などの違法性があるため、行政は引取りを拒否し、警察へ通報してこれらの犯罪を未然に防がなければならないものと考えます。本県は動愛法施行規則第21条2を根拠として、生活保全上の支障を防止する名目で引取りを行っていますが、この条文は所有者から引取りを求められた場合の追記です。したがって、施行規則第21条2を根拠とした所有者不明猫の引取りはできません。</p>

<p>要 望 ②</p>	<p>保健所に收容した自活できない動物への給餌体制を整備してください</p>
<p>趣旨 概要</p>	<p>收容した自活できない動物の給餌を行わず、衰弱、餓死させている現在の保健所は、動物虐待、殺傷犯罪に相当します。給餌給水は職務であり、職員は昼夜・休日を問わず、この職務に当たらなければならないと考えます。前回の要望に対する回答書(健福05-6063号)には、「現状として、保健所のみでの対応が困難なことから、今後ともボランティア団体等の協力を得ながら」と書かれていますが、保健所では対応していないのが現状です。まずは保健所職員で給餌体制を整えることが先決です。この現状において労使関係・請負関係にないボランティアへの依存は単なる職務怠慢と思われれます。</p>